

改正後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成24年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
○ 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限ります。)や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(附表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」)といひます。)を併せて使用します。
また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(附表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」)といひます。)を併せて使用します。
○ この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
住所 郵便番号 ( )
フリガナ
氏名
フリガナ
氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)
転居年月日 平成 年 月 日 再居住開始年月日 平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地
居住の用に供していない期間の家屋の用途 □ 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 □ 空家 □ その他( )
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用 【再び居住の用に供した場合の再適用】 □ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける 【再び居住の用に供した場合の適用】 □ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
居住開始年月日 ④ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
取得対価の額(補助金等がある場合は(附表1)の③の金額) ⑤ 円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。 ⑥ m<sup>2</sup>
うち居住用部分の(床)面積 ⑦ m<sup>2</sup>
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日 ⑧ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額(補助金等がある場合は(附表1)の④の金額) ⑨ 円
うち居住用部分の金額 ⑩ 円
※ ⑨(補助金がある場合は(附表1)の⑥の金額)が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額
④ 家屋 ⑤ 土地等 ⑥ 合計 ⑦ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。
あなたの持分に係る取得対価の額等

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
⑧ 住宅のみ ⑨ 土地等のみ ⑩ 住宅及び土地等 ⑪ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ⑫ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合(「(附表2)」の③の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。 ⑬ %
住宅借入金等の年末残高(「(附表2)」の④の金額) ※連帯債務がない場合には、⑫の金額を書きます。 ⑭ 円
⑫と⑬のいずれか少ない方の金額 ⑮ 円
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。 ⑯ %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑮×⑯) ⑰ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑮の⑫+⑯の⑭+⑰の⑱) ※ ⑱の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑱」欄に転記します。 ⑲ 円

整理欄 入力 住民 台帳番号 一連番号

提出用

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成23年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
○ この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
住所 郵便番号 ( )
フリガナ
氏名
フリガナ
氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)
転居年月日 平成 年 月 日 再居住開始年月日 平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地
居住の用に供していない期間の家屋の用途 □ 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 □ 空家 □ その他( )
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用 【再び居住の用に供した場合の再適用】 □ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける 【再び居住の用に供した場合の適用】 □ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
居住開始年月日 ④ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
取得対価の額 ⑤ 円
総(床)面積 ⑥ m<sup>2</sup>
うち居住用部分の(床)面積 ⑦ m<sup>2</sup>
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日 ⑧ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額 ⑨ 円
うち居住用部分の金額 ⑩ 円
※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 控除証明書の要否
平成24年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。 要する

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ⑲ 円
※ 三面の⑲の金額を転記します。 00

※ ⑲の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

整理欄 入力 住民 台帳番号 一連番号

提出用

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

氏名 \_\_\_\_\_

**6 特定の増改築等に係る事項**

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....

2 障害者(1に該当する方を除きます。).....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。).....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。  
氏名( ) 続柄( )

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑩	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑪	
( ⑩ - ⑪ ) ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑫	
断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑬	
特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑬+⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×一面の⑥の①)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 (一面の⑨と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑰	

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、(付表1)の⑨又は⑯の金額をそれぞれ⑬又は⑭に書きます。

※ ⑬又は⑯の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

**7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額**

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑱ _____ 円
※ 三面の⑱の金額を転記します。	

※ 下の適用を受ける場合には、該当する文字を  で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑲ _____ 円
---------	------	---------	--	-----------

**8 控除証明書の要否**

平成25年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を <input type="checkbox"/> で囲んでください。	要する
--	-----

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

平成23年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書  
(再び居住の用に供した方用)

氏名 \_\_\_\_\_

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。

○ この明細書の書き方については、控除の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方を参照してください。

**1 家屋や土地等の取得対価の額**

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
取得対価の額等	一面の㉑	一面の㉒		一面の㉔
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	① _____	_____		_____
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①又は①×②)	_____ 円	_____ 円	(㉑の③+㉒の③) 又は(㉓の③+㉔の③)	_____ 円

**2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高**

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	④ _____ 円	_____ 円	_____ 円	_____ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合(四面の⑤の割合)	⑤ _____ %	_____ %	_____ %	_____ %
住宅借入金等の年末残高(四面の⑥の金額) ※連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。	⑥ _____ 円	_____ 円	_____ 円	_____ 円
③と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦ _____	_____	_____	_____
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑧ (一面の㉑÷⑦) %	(一面の㉒÷⑦) %	_____ %	(一面の㉔÷⑦) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧)	⑨ _____ 円	_____ 円	_____ 円	_____ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑨の⑨+⑩の⑨+⑪の⑨+⑫の⑨) ※ ⑩の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」欄に転記します。	⑩ _____ 円			_____ 円

※ ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

③の金額( \_\_\_\_\_ 円) - 特例の適用を受けた金額( \_\_\_\_\_ 円) = ( \_\_\_\_\_ 円)

**3 特定の増改築等に係る事項**

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....

2 障害者(1に該当する方を除きます。).....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。).....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。  
氏名( ) 続柄( )

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪	円
交付等を受ける補助金等の合計額	⑫	
( ⑪ - ⑫ ) ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑬	
断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑭	
特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑮	
特定の増改築等工事の費用の額(⑬+⑮)	⑯	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑯又は⑯×①の②)	⑰	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 (⑰と⑱のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑱	

※ ⑬の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑯の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

**改 正 後**

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成24年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)  
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏 名 \_\_\_\_\_

提出用		住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。	⑨		円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		円
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から6のいずれかを選択する場合があります。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高40万円)	円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高50万円)	円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高20万円)	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高25万円)	円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高30万円)	円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高40万円)	円 00
		平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑬	(最高50万円)	円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 = ⑬	(最高12万円)	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 = ⑬	(最高15万円)	円 00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 = ⑬	(最高60万円)	円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円)……………a( ) 二面の⑬の金額( )×0.02+ (a-⑬)× 0.01 =	⑬	(最高12万円)	円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨の金額(最高1,000万円)……………a( ) 二面の⑬の金額( )×0.02+ (a-⑬)× 0.01 =	⑬	(最高12万円)	円 00
6	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 = ⑬	(最高48万円)	円 00

※1 ⑬の金額を二面の⑭欄に転記します。  
※2 ⑬欄の⑬の金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑮欄も記載します。  
2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成します。  
その明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい居住の用に供した日の属する年の明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額(居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑮	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額を記載します。	⑮	円 00

※ ⑮の金額を二面の⑯欄に転記します。

三面  
○三面は一面及び二面と一緒に提出してください。

**改 正 前**

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成23年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)  
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏 名 \_\_\_\_\_

提出用		住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の⑩の金額を転記します。	⑩		円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		円
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から5のいずれかを選択する場合があります。)	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 = ⑭	(最高50万円)	円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 = ⑭	(最高20万円)	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 = ⑭	(最高25万円)	円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 = ⑭	(最高30万円)	円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 = ⑭	(最高40万円)	円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 = ⑭	(最高50万円)	円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.0075 = ⑭	(最高37万5千円)	円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.006 = ⑭	(最高12万円)	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.006 = ⑭	(最高15万円)	円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 = ⑭	(最高60万円)	円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑩の金額(最高1,000万円)……………a( ) 二面の⑬の金額( )×0.02+ (a-⑬)× 0.01 =	⑭	(最高12万円)	円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑩の金額(最高1,000万円)……………a( ) 二面の⑬の金額( )×0.02+ (a-⑬)× 0.01 =	⑭	(最高12万円)	円 00

※ ⑭の金額を一面の⑰欄に転記します。

三面  
○三面は一面と一緒に提出してください。

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【四面】

(削 除)

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【四面】

平成23年分連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書  
(再び居住の用に供した方用)

提出用

四面

○ この明細書は、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。  
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		㉑(あなた)	㉒(共有者)	㉓(共有者)	㉔ 合計等
取 得 し た 資 産	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ㉑	/			円
	各共有者の共有持分 各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (㉑ × ㉒)	—	—	—	
	土地等の取得対価の額 ㉔	/			円
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の共有持分 各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (㉔ × ㉒)	円	円	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (㉑ + ㉔)				(㉑+㉒+㉓) 円
	各共有者の 自己資金負担額 ㉕				(㉑+㉒+㉓) 円
借 入 金	各共有者の単独債務 による当初借入金額 ㉖				(㉑+㉒+㉓) 円
	当該債務に係る住宅借入 金等に係る年末残高 ㉗				
	連帯債務による 当初借入金額 ㉘	/			円
	当該債務に係る住宅借入 金等に係る年末残高 ㉙	/			

※1 ㉗及び㉙欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。  
※2 ㉑と㉔の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、㉕及び㉖の金額と㉗の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。  
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。  
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (㉗ - ㉕ - ㉖)	㉚(赤字のときは0) 円	㉛(赤字のときは0) 円	㉜(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (㉚ ÷ ㉗)	%	%	%	100.00 %
※ 小数点以下第2位まで書きます。				
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (㉚ × ㉛)	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (㉗ + ㉛)				円

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。  
※2 ㉛の割合及び㉛の金額を各共有者の二面の㉚欄及び㉛欄に転記します。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方 1 ページ目】</b></p> <p>平成24年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方</p> <p>○(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7によい(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>○住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限り、)や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(附表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」といいます。)を併せて使用します。</p> <p>また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(附表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」といいます。)を併せて使用します。</p> <p>1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。 なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。</p> <p>2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄 (附表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を⑥、⑦又は⑧に転記します。 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>3 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄 (1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ⑥又は⑦(共有持分があるときはそれぞれ⑥×④の①又は⑦×③の①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(附表1)の⑥の⑦又は⑧の⑦の金額をそれぞれ転記します。 (2) ⑤の②欄の記入に当たっては、次によります。 i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×⑤の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(附表1)の⑥(共有持分があるときは⑥×⑤の①)の金額を記入します。 ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(附表1)の⑥の⑦の金額を転記します。</p> <p>4 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。) なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。 <math display="block">\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}</math> また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。 ※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、(附表2)に該当事項を記入した上、⑥の金額を転記します。 (2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100%と書きます。 なお、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑥の面積は「⑥×⑦の⑦」又は「⑦×⑥の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。 (3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑥の⑦欄と⑦の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑦の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。 i ⑥の⑥欄の金額(円) × <math>\frac{\text{④の②欄又は⑤の②欄の金額(円)}}{\text{⑥の②欄の金額(円)}}</math> × ⑥の⑦欄又は(%) = (円) ii ⑥の⑥欄の金額(円) × <math>\frac{\text{⑦の②欄の金額(円)}}{\text{⑦の②欄の金額(円)}}</math> × ⑥の⑦欄の割合(%) = (円)</p> <p>(4) ⑧欄は、次の i から ix に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i 平成23年中に居住の用に供した場合(viii, ix の場合を除きます。)…4,000万円 ii 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合(ix の場合を除きます。)…5,000万円 iii 平成20年中に居住の用に供した場合(ix の場合を除きます。)…2,000万円 iv 平成19年中に居住の用に供した場合…2,500万円 v 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円 vi 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円 vii 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで、又は平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円 viii 平成23年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…5,000万円 ix 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円</p>	<p><b>個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面の書き方】</b></p> <p>平成23年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方</p> <p>○(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>○「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。 なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。</p> <p>○「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>○「5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、一面の⑥欄に転記します。</p> <p>○申告書への転記等 一面の⑥の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成21年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この計算明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。</p> <table border="1" data-bbox="1586 1025 2318 1456"> <thead> <tr> <th>【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</th> <th>【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書</td> <td>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>○再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を読んでください。</p> <p>○記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>	【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類
【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合				
① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類				

改 正 後	改 正 前		
<p><b>個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方 2 ページ目】</b></p> <p>5 「6 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額(平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。)の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。なお、平成21年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「第26条の28の5第9項に規定する改修工事等の費用の額」)の金額を書きます<sup>(注)</sup>。</p> <p>(4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」)の金額を書きます<sup>(注)</sup>。</p> <p>(注) 平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨又は⑫の金額を記載します。</p> <p>6 三面への転記</p> <p>一面の⑨の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨の金額及び二面の⑯の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p> <p>7 「7 (特定増改築等) 住宅借入金等特別額控除額」欄</p> <p>三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別額控除額を計算し、二面の⑱欄に転記します。</p> <p>また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署におたずねください。</p> <p>8 申告書への転記等</p> <p>(1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方</p> <p>⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別額控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別額控除」に転記します。</p> <p>また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。</p> <p>(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方</p> <p>重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署におたずねください。</p> <p>○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【再び居住の用に供した場合の再適用】</p> <p>再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</p> <p>① 住民票の写し</p> <p>② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【再び居住の用に供した場合の適用】</p> <p>再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</p> <p>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類</p> <p>② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など)</p> <p>③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p> </td> </tr> </table> <p>○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>	<p>【再び居住の用に供した場合の再適用】</p> <p>再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</p> <p>① 住民票の写し</p> <p>② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p>	<p>【再び居住の用に供した場合の適用】</p> <p>再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</p> <p>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類</p> <p>② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など)</p> <p>③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p>	<p><b>個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面の書き方】</b></p> <p>平成23年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方(再び居住の用に供した方用)</p> <p>1 「2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄</p> <p>(1) ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)</p> <p>なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑧欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。</p> <p>なお、⑤の⑧欄と⑦の⑧欄の割合又は⑥の⑧欄と④の⑧欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ①の面積は「④×⑤の⑧」又は「④×⑥の⑧」とし、⑦の⑧欄は、それぞれ⑤の⑧欄の割合又は⑥の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ④の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合又は⑥の⑧欄と④の⑧欄の割合が同じ場合には、それぞれ④の⑧欄の割合又は⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、④の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。</p> $i \text{ ④の⑧欄の金額} (\text{円}) \times \frac{\text{④の⑧欄又は⑥の⑧欄の金額} (\text{円})}{\text{④の⑧欄の金額} (\text{円})} \times \frac{\text{⑥の⑧欄又は⑦の⑧欄の金額} (\text{円})}{\text{⑥の⑧欄の金額} (\text{円})} \times \text{⑥の⑧欄の割合} (\%) = (\text{円})$ $ii \text{ ④の⑧欄の金額} (\text{円}) \times \frac{\text{⑥の⑧欄の金額} (\text{円})}{\text{⑥の⑧欄の金額} (\text{円})} \times \text{⑥の⑧欄の割合} (\%) = (\text{円})$ <p>(4) ⑩欄は、次の i から vii に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。)…5,000万円</p> <p>ii 平成20年中に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。)…2,000万円</p> <p>iii 平成19年中に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。)…2,500万円</p> <p>iv 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円</p> <p>v 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円</p> <p>vi 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで、又は平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円</p> <p>vii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円</p> <p>2 「3 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」(平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「第26条の28の5第9項に規定する改修工事等の費用の額」)の金額を書きます。</p> <p>(4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>3 三面への転記</p> <p>⑩の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」欄に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、⑩の金額及び⑯の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p>
<p>【再び居住の用に供した場合の再適用】</p> <p>再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</p> <p>① 住民票の写し</p> <p>② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p>	<p>【再び居住の用に供した場合の適用】</p> <p>再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</p> <p>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類</p> <p>② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など)</p> <p>③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p>		